

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を募集します!

ふるさと納税制度による美郷町への寄付促進と地元特産品等のPR・地産外商等との相乗効果を図るため、ふるさと納税を行った方へのお礼の品を提供する町内の事業者を募集します。

募集期間 ● 5月1日(火)～5月31日(木)

応募先 ● 町企画財政課企画財政班

応募可能品数 ● 制限なし

提供開始日 ● 7月1日(日)～

手続き方法 ● 初めて応募する事業者

- ①町企画財政課へ資料請求
- ②事業内容等を確認後、各種書類を提出
すでに承認を受けている協力事業者
- ①記念品応募申込書の提出

■事業者の要件

- ・事業所等が美郷町内にある企業、団体または個人事業者であること
- ・美郷町商工会員、農業法人、公共的団体(町指定管理者を含む。)のいずれかに該当していること
- ・税の申告がなされ、かつ町税の滞納がないこと

■お礼の品の要件

次のいずれかに該当するもの

- ・町内で生産、加工または製造されているもの
 - ・町内の原材料を使用しているもの
 - ・町内で提供されるサービスであるもの
- ※お礼の品は、発送期間が限定される品(期間限定商品)の応募も可能です。
- ※上記の内容は、要件の一部です。

事業者としてのメリット

- ふるさと納税関連のインターネットサイト(ふるさとチョイス等)やカタログ等にお礼の品の画像、商品名等が掲載され、全国に向けて商品やサービスのPRができます。
- お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封することで、商品の販売促進・販路拡大、PRをすることができます。

今後も次の期間でお礼の品を募集する予定です。

- ・平成30年10月開始(募集期間:8月中)
 - ・平成31年1月開始(募集期間:11月中)
 - ・平成31年4月開始(募集期間:2月中)
- ※詳しくは広報等を通じてお知らせします。

ふるさと美郷応援寄付(ふるさと納税)のお礼の品を随時更新しています!

町では現在、50品を超えるお礼の品を登録しており、ふるさと美郷応援寄付をしていただいた方へのお礼の品の充実を図るとともに、全国に向けて美郷町の特産品をPRしています!

この機会に、町外に住むご家族やご親戚、ご友人などにふるさと美郷応援寄付をご紹介ください。
詳しくは、秋田県美郷町ふるさと納税または秋田県美郷町ふるさとチョイスで検索!

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額
(上限額500万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額
(上限100万円)

※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費

④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申込方法 ● 事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です。)

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
※改修内容等によっては補助の対象とならない場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

～美郷町出会い創出事業～

出会いを希望する独身男女に、出会いの場を提供する(交流イベント等を実施する)団体に補助金を交付します!

出会いを希望する独身男女を対象に、主催者がそれぞれの多様な特性を生かし、自ら企画・運営するイベントとします。

- (例) ・パーティーなど食事会
 ・文化、スポーツまたはボランティア活動などを介したイベントや体験教室
 ・交際力を高めるための自己啓発的な講座やセミナーなど

交付対象者 ●結婚支援を推進する町内の団体および企業

補助金額 ●補助対象経費のすべて
 (上限額30万円)

※飲食代等補助対象経費に該当しないものもありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

申込方法 ●事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は町企画財政課または各出張所に備えて付けているほか、町ホームページよりダウンロードできます。)

対象事業 ●次の①から⑥のすべての要件を満たす事業

- ①20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等であること
- ②参加者は20人以上であること
- ③参加者の男女比率が、少ない方の比率が参加者全体の30%以上であること
- ④参加者のおおむね過半数が、町内に居住する者または町内に勤務する者であること
- ⑤交流イベント等は、町内において実施すること
- ⑥公序良俗に反するまたは社会通念上適当でないと思われる内容は含まないこと

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

商工観光交流課

平成30年度美郷町技能功労者・優良技能者の候補者をご推薦ください

町では、卓越した技能を持ち後進の指導育成などに貢献されている方を技能功労者として、また各種大会入賞など優れた技能を持つ方を優良技能者として表彰を行います。右記の表彰基準に該当する方がいる場合は、職業団体等の代表者を通じてご推薦ください。

■推薦方法

所定の推薦書に候補者の資格証書や賞状などの写しを添えて下記へ推薦してください(町が把握している職業団体等には郵送にて推薦依頼を行います。該当団体であるかの照会や制度詳細については、下記へお問い合わせください。)

推薦期限 ●6月29日(金) 必着

※推薦いただいた後、選考委員会により表彰者を決定します。

【表彰基準】

町内に居住する技能者で引き続き同じ職業に従事する方

・**技能功労者**

職業団体のある職種で30年以上の経験と他の技能者の模範となる極めて優れた技能を有し、後継者および団体の育成を通じて業界の発展と技能向上に大きく貢献している方

または、職業団体のない職種で50年以上の経験と極めて優れた技能を有し、技能の向上に取り組む姿勢が他の技能者の模範と認められ、技能向上に大きく貢献している方

・**優良技能者**

技能五輪全国大会または技能グランプリで入賞し、技能向上に取り組む姿勢が他の技能者の模範と認められる方

職業訓練団体が行う講習会等の受講料を助成します

町では、求職者や在職者の職業能力向上や就労支援を図るため、町が指定する職業訓練団体が行う講習会等の受講料を、受講者の方に補助金として交付します。

対象 ●次の①、②をすべて満たしていること

- ①県内各地区の職業訓練協会が行う、特別教室ならびに技術検定準備講座であること
- ②美郷町に居住する方で、**個人が負担する受講料**であること

補助金額 ●受講料の全額

申請方法 ●受講後、次の書類を添えて下記へ申請してください。

- ・美郷町職業訓練等支援事業費交付申請書
- ・受講内容と金額が確認できる書類の写し

■補助金交付までの流れ

受講→町に交付申請→町から交付決定→町に請求書を提出→補助金交付

問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909